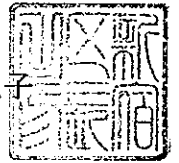


25新都景第84号
平成25年4月30日

日本イコモス国内委員会
委員長 西村 幸夫 様

新宿区長

中山 弘子



要請文について（回答）

日頃から区の景観行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成24年5月24日付けで、「富士山の眺望」について貴国際記念物遺跡会議（ICOMOS）からいただいた要請文については下記のとおり回答します。

記

新宿区は貴国際記念物遺跡会議（ICOMOS）の要請を受け、日暮里富士見坂の富士山の眺望への配慮について対応を考えるよう開発業者に伝えました。

また、ビスタライン上の関係者に対して富士山の眺望への理解と協力を求めることについては、富士見坂を有する荒川区から要請された際には、開発事業者への周知に努めていきます。

*担当

新宿区 都市計画部 景観と地区計画課 荒井
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
電話 03-5273-3831
FAX 03-3209-9227
メール takuo.arai@city.shinjuku.lg.jp